

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
6	R4. 12. 7	R4. 12. 15	貸借対照表及び損益計算書	2		1													<p>株式会社が、貸借対照表及び損益計算書を作成する際の項目は、会社計算規則に定められており、また株式会社は、会社法（平成17年法律第86号）第440条及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）に基づき、貸借対照表及び損益計算書の公告が義務づけられている。しかし会社法第939条の規定による公告方法、会社法第2条第6項の規定による大会社の該当の有無及び会社法第2条第5項の規定による公開会社の該当の有無に応じて、公告義務のある範囲は異なる。</p> <p>公告義務のない範囲に係る記載内容は、法人の内部管理情報であり、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号の規定により非開示とし、会社法及び会社計算規則に定める公告義務のある範囲に係る記載内容については、公表されている又は公表を予定されている内容であるため、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないことから開示することとする。ただし、開示することで個別の金額の非開示部分が推測される項目がある場合はそれを非開示とする。</p>	財務局経理部契約第二課
7	R4. 12. 10	R4. 12. 23	庁有車運転日誌 小池知事 平成28年8月2日から令和4年12月9日までの分	1928		1						1	1	1					<p>(1) 車両番号 東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより車両が特定され、警備上支障を及ぼすと認められるため</p> <p>(2) 運転者の氏名、印影 ア 東京都情報公開条例第7条第4号に該当 開示することにより特定の個人を識別することができ、個人の安全や正常な生活が脅かされるおそれがあると認められるため イ 東京都情報公開条例第7条第6号に該当 開示することにより専用車運行業務等、都の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため</p> <p>(3) 備考欄等に記載された運転者の休暇取得時間及びその状況の分かる出退勤時間 東京都情報公開条例第7条第2号に該当 開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため</p>	財務局経理部総務課
8	R4. 12. 15	R4. 12. 23	<ul style="list-style-type: none"> 兼業実績報告 3 財経総第613号 3 財経総第692号 3 財経総第1584号 3 財経総第1762号 	5		1						1							<p>開示しない部分</p> <ul style="list-style-type: none"> 兼業職員の「氏名」、「職務名（所属）」、「従事時間」、「移動時間」、「うち職免」、「報酬計」 消防団の名称のうち地域名 <p>開示しないこととする根拠規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都情報公開条例7条2号 <p>当該規定を適用する理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名・所得・住所に関する情報であり、他の情報と照合することで特定の個人を識別することができるため 	財務局経理部総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにすることで、非開示情報を開示してしまうことになるためあるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として非開示としたのか、該当する項目に「1」を記入しています。

東京都情報公開条例第7条第1号：法令秘情報

第2号：個人情報

第3号：事業活動情報

第4号：犯罪の予防・捜査等情報

第5号：審議・検討又は協議に関する情報

第6号：行政運営情報

第7号：任意提供情報

第8号：特定個人情報

第9号：死者の個人番号

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名又はそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<総枚数>について

・他の開示決定と一体として決定を行っている場合は総枚数欄が空欄になります。